



2025 年 9 月 22 日

「経営強化計画」の策定について

筑波銀行（頭取 生田 雅彦）は、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律（金融機能強化法）」に基づき、「経営強化計画」を策定しましたので、その概要について下記のとおりお知らせします。

1. 計画期間

2025 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日までの 3 年間

2. 基本方針

- 基本方針 1 【事業性評価に基づく地元中小企業への融資の推進】
- 基本方針 2 【企業のライフステージに応じた本業支援】
- 基本方針 3 【企業価値の向上ならびに経営体質の強化を目指した事業再生支援】
- 基本方針 4 【担保や保証に過度に依存しないリスクテイクを伴う資金供給】

3. 新計画における主な取組み施策

（1）事業性評価に基づく地元中小企業への融資の推進

- リファイナンスプランを活用した資金繰り改善支援
- 特約付手形貸付による資金繰り、財務内容改善支援
- コベンナツ付融資によるモニタリングを通じた伴走型支援の実践
- 地元中小企業の SDGs の取組みを資金面から支援するサステナブルファイナンス

（2）企業のライフステージに応じた本業支援

- 事業性評価の深掘りを起点としたコンサルティング営業の深化
- リアル・オンラインを併用した個別商談会や当行取引先同士の販路開拓支援の実施
- 「筑波の結び目」「いばらき地域金融 M&A アライアンス」を通じた、地元中小零細企業に対する M&A による事業承継支援の強化
- DX を活用したトップライン向上・業務効率化の支援や、福利厚生サポートを通じた地元企業の人材定着の支援

（3）企業価値の向上ならびに経営体質の強化を目指した事業再生支援

- 経営改善計画書の策定支援、定期的なモニタリングによる経営相談、ソリューションの提案・実行の推進
- 経営改善に資するリファイナンス等の金融支援の検討・実施
- 外部支援機関との連携による債権放棄等の手法による抜本的な事業再生支援

（4）担保や保証に過度に依存しないリスクテイクを伴う資金供給

- 経営者保証に関するガイドライン活用の浸透

以 上

報道機関のお問合せ先
筑波銀行 総合企画部広報室
TEL 029-859-8111